

13文科振第48号  
平成13年4月19日

総合科学技術会議議長

森 喜朗 殿

文部科学大臣

町村信孝

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮詢します。

諮詢第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」

理 由

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針を策定するため、昨年3月に科学技術会議生命倫理委員会において示された基本的考え方に基づき、案を作成したので、貴会議に意見を聞くことが必要です。